平成２８年（フ）第２０８４号
神奈川県横浜市神奈川区大口通121―13
債務者　岩佐　敏行
1　決定年月日時　平成28年４月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝海寿美子
4　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月13日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８号
兵庫県神崎郡福崎町福田398番地１エスペランサⅠ103号、従前の住所兵庫県高砂市米田町米田850番地の４
債務者　瀧上　　直
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６７号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17843番地２、前住所横浜市戸塚区名瀬町772番地11　エステート杉山202号
債務者　黒木　博子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新原　次郎
4　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３０号
北九州市若松区大字安屋2416番地１
債務者　中城　貢一
1　決定年月日時　平成28年４月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安元　隆治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７０号
新潟市中央区沼垂西３丁目９番３号　江部アパート２―１
債務者　石田　裕樹
1　決定年月日時　平成28年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　慶貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
滋賀県東近江市建部日吉町629番地14
債務者　奥田　　實
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　俣木　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３４９号
群馬県伊勢崎市境百々66番地１
債務者　伊藤美奈子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永島　隆明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２号
広島県庄原市東城町加谷872番地
債務者　近藤　和夫
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第５１０号
神奈川県茅ヶ崎市南湖６丁目８番15号　シーサイドハイム203号
債務者　山下　晃史
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　鉄平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月２日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目10番４―203号
債務者　中井戸由仁
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　我那覇東子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５５号
北九州市小倉南区徳力団地42番201号
債務者　新川　美保
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５３０号
横浜市都筑区茅ケ崎南４丁目12番９―708号
債務者　竹田　一樹
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　麻樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５５号
釧路市宮本２丁目８番135号　Ｊ２―135号
債務者　杉渕由美子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第５６号
釧路市松浦町８番８号
債務者　山本　翔太
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第６０号
千葉県印西市岩戸1844―10　西佐倉印西病院、住民票上の住所千葉県八街市吉倉22番地39
債務者　久我　　孝
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部